

退職に伴う共済貯金の解約手続きについて

共済貯金に加入できるのは、組合員のみです。退職により組合員資格を喪失したとき、任意継続組合員となったときは、解約の手続きをお願いします。

なお、再任用職員等で組合員の資格を継続される方は、引き続き貯金事業を利用できます。

解約手続きについて

[貯金払戻・解約請求書（様式第5号）](#)を職場の共済組合事務担当課を経由して提出してください。共済組合が毎月末日までに受理したものを翌月末日に、共済組合へ登録の給付金等振込指定口座へ送金します。

令和5年3月退職予定の方で3月末日の解約送金を希望される場合は、2月中に共済組合へ届くように解約請求書をご提出ください。その場合、解約月となる3月は、積立、払戻しはできません。

3月以降の提出となる場合は、資格喪失後の解約送金となり、資格喪失日から解約日までの期間について利息計算の対象となりませんのでご注意ください。

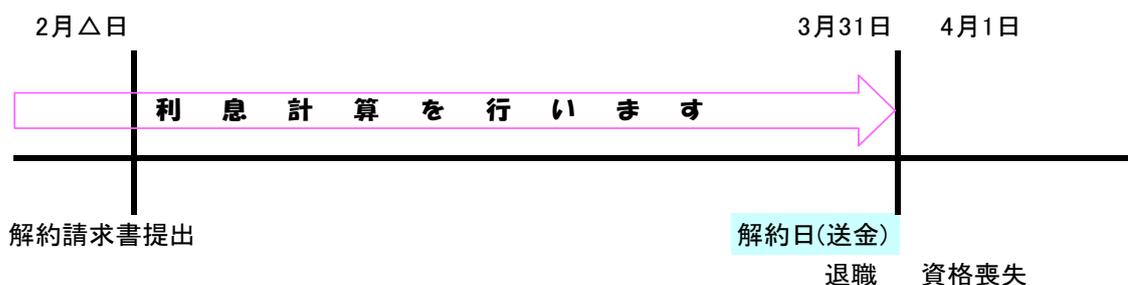
解約のスケジュール

提出締切日（共済受理）	最終積立月	解約（送金）日	付利期間
令和5年2月28日	2月分まで	3月31日	解約日（3月31日）まで
令和5年3月31日	3月分まで	4月28日	退職日（3月31日）まで

解約利息について

① 令和5年3月末退職者が2月に払戻・解約請求書を提出した場合

解約日（＝退職日）まで利息を計算し、解約日に元本と利息を送金します。



② 令和5年3月末退職者が3月に払戻・解約請求書を提出した場合

退職日までの利息を計算し、解約日に元本と利息を送金します。

※資格喪失日から解約の日までの期間について利息の計算は行いません。

